婚姻届の提出に伴い必要となる手続き

INASHIKI

下記のいずれかに該当する方は、
婚姻届とは別に手続きが必要となりますので、
お手数ですが、担当課にて手続きをしてください。

※住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

該当する方		必要となる手続き	必要書類等	詳しいお問い合わせ先
□	婚姻に伴い**住所変更**をする方	転入届・転居届・転出届 ※上記届出に伴って発生する手続きがありますので、それぞれの届出の説明をご参照ください	転出証明書 （転入届の場合）	市民窓口課
□	婚姻に伴い**世帯主や世帯構成の変更**をする方	世帯変更届		
□	**住基カード・マイナンバーカード**をお持ちの方	氏訂正等の手続き	住基カード・マイナンバーカードを窓口にお持ち下さい。 **暗証番号が必要です。**	
□	母子または父子世帯の医療福祉費支給制度（**マル福**）を受けていた場合	喪失の手続き	医療福祉費受給者証	保険年金課
□	**妊産婦の医療福祉費支給制度**を受けていた場合	氏名・健康保険証等の変更	医療福祉費受給者証、健康保険証	
□	**国民健康保険**に加入の方で氏名・住所の変更がある場合	保険証の訂正	国民健康保険被保険者証	
□	**国民年金**加入の方で氏名の変更がある場合	年金手帳の氏名変更	年金手帳	
□	**年金**受給している方又は停止になっている方	保険年金課までお問い合わせください	年金証書	
□	婚姻により社会保険に加入の夫又は妻の**扶養**になる方	国民年金第３号被保険者該当届の手続	年金手帳等	社会保険に加入の夫又は妻の勤務先
□	**介護保険被保険者証**をお持ちの方	介護保険被保険者証の訂正	介護保険被保険者証	高齢福祉課
□	**児童扶養手当**を受給されている方	喪失の手続き	児童扶養手当証書	こども支援課
□	**児童手当**を受給されている方で、婚姻に伴い受給者を婚姻相手に変更する方（婚姻相手と児童が養子縁組しており、婚姻相手の方が所得が高い場合）	喪失の手続き、認定請求届	身分証明書、請求者・配偶者の個人番号がわかるもの、請求者名義の預金通帳、請求者の健康保険証または年金加入証明書、児童の個人番号がわかるもの（児童と請求者が別居している方のみ）	
□	**児童手当**を受給されている方で、婚姻相手に受給者変更しない方（婚姻相手と児童が養子縁組しており、婚姻相手の方が所得が低い場合）	個人番号変更等申出書	身分証明書、配偶者の個人番号がわかるもの	
□	**１８歳までのお子様**を養育する方と婚姻した方	いばらきKids Clubカード交付申込	身分証明書	
□	**保育園・幼稚園**に入園しているお子様がいる方	氏名・保護者等の変更	源泉徴収票、確定申告の写し、課税証明書等	学務管理課
□	**特別児童扶養手当**を受給されている方	受給者の変更又は喪失	特別児童扶養手当証書、印鑑	社会福祉課
□	**飼い犬**の登録者に名前・住所の変更がある方	飼い主のお名前、住所の変更		環境課
□	**下水道**をご利用している方のうち井戸も利用されている方	使用人数の変更		下水道課 （荒沼9-2）
□	**市営住宅**にお住まいの方	同居者異動の手続き又は同居承認の手続き	同居者異動の場合は住民票の写し（世帯全員のもの） 同居承認の場合は戸籍謄本、所得証明書（所得のある者全員）	建設課

◎本庁舎のみ、毎週日曜日午前８時３０分から正午まで住民票・印鑑登録・戸籍関係等の証明書発行を行っています。

水道課（水道局内）	下水道課(江戸崎下水処理場内)
稲敷市江戸崎甲4615番地	稲敷市荒沼9番地2

稲敷市役所　稲敷市犬塚１５７０番地１　☎０２９－８９２－２０００　(代表)